

ETC カード手続きマニュアル

保存版

この度は当組合のETCカードをご利用頂き、誠にありがとうございます。
本マニュアルにはご利用にあたっての手続きをまとめております。
ぜひ参考にして頂き、適正にご利用をお願いできればと存じます。

■ETC コーポレートカード（グリーンカード）



東/中/西日本高速道路株式会社が発行する ETC 専用カードです。法人名義の車両に対して、車番限定の ETC カードとして発行されます。ご利用の際は①車両番号②カード番号③車載器管理番号の3つ全て一致することが条件となります。
NEXCO 管轄高速道路・首都高速・阪神高速の走行分に割引が適用されます。
不一致走行をされますと組合員様にとって大変なデメリットとなります。

■ETC 法人カード（シルバーカード / UC と記載されています）



組合発行の ETC 専用カードです。
ETC コーポレートカードのように車両が限定されないため、レンタカーでも利用できます。
また ETC 車載器を搭載していなくても一般レーンでの手渡し利用が可能です。

はじめに～ETC コーポレートカードの必要性 なぜ、車番限定カードなのか？

ETC コーポレートカードがクレジットカード会社発行の ETC カードと最も違う点。それは法人名義の車両に対して車番限定カードとして発行されることです。

クレジットカード会社発行の ETC カードはどの車両でも利用できますが、ETC コーポレートカードは利用車両が限定されます。これが「使いにくいカード」と思われる理由ですが、実は車番限定こそが ETC コーポレートカードの最大のメリットなのです。では、どのような点がメリットなのか？ 下記に具体的な特長を挙げます。

リスク回避

ETC レーンでの接触事故が増加の一途をたどる昨今、ETC コーポレートカードだけが道路会社から ETC レーン通過時の「速度超過」の警告を受けられる唯一のカードです。事故は当事者や会社だけでなく家族にまで多大な影響を及ぼします。そのためカードの車番限定利用という特性から、誰がいつどこで違反走行をしたのかを明確にすることができるのです。

この安全指導は企業様にとってコンプライアンス強化はもちろんのこと、リスクの可視化にもなり従業員様の命を守ることに繋がります。

違反の抑止

高速道路建設に欠かせない高架橋は、車両重量などを考慮し強度を計算しています。そのため想定以上の荷重は高架橋にとって大変危険です。橋脚に対して大きな負担となり、一層の劣化につながるのです。そのため重量制限で違反した車両には「割引停止措置」などの罰則規定を設け、違反車両の増加を抑止しております。

企業の ETC カード管理ご担当者様が注意されていることは「従業員様の適正な車両使用」です。ETC コーポレ

ートカードは利用する車両が限定されるため、車両ごとに走行明細が確認でき、登録車両以外の車両で利用すると『車両不一致』として明細上に表記されます。

車両不一致の車両は規約違反となるため該当走行については割引対象になりません。また、改善されない場合、該当企業様に割引停止などの措置が適用されます。

このようにカード利用に対して条件を設けることで運行管理におけるコンプライアンスの強化につながり、従業員様の倫理意識向上と不正会計防止にも役立ちます。

私ども協同組合は組合員の企業様ならびに従業員様、そしてそのご家族様の安心安全のために組合運営をしております。そのために最新情報を提供し、様々な角度からサポート致します。

当組合には高速道路事業に携わって15年以上という経験豊富な推進員が多数在籍しております。単なるETCカードの担当者ではなく、安全の専門家として、そして専属のアドバイザーとして末永いお付き合いができる体制を構築しております。

各種手続きについて

■ 車両入替 手続きが必要なカード：ETC コーポレートカード

(使用中の車両を新しい車両に入れ替える場合)

① **登録車両入替届**に下記の項目を記入 (要担当者印)

- ・ 現在貸与されているカード番号
- ・ 入替前の車両番号
- ・ 入替後の車両番号
- ・ 入替後の車両にセットアップされた車載器管理番号

② **登録車両入替届**と下記の2点を組合事務局までFAXください。

- ・ 入替後の車両の車検証
- ・ 入替後の車両のセットアップ証明書

組合事務局で届出書類を確認し、NEXCOへ申請致します。

なお、車両入替月内にNEXCOへ申請できない場合は車両不一致となります。

必ず車両入替月の25日までに組合事務局へ届出をお願い致します。

26日～月末の間に車両入替をされる場合は担当者へご連絡ください。

新カード発行まで旧カードへ新車両番号を明記(油性ペンなど)されますと間違えることなくお使いいただけます。ICチップ部分を汚したり傷つけたりされませんようお気をつけください。

■ 車両番号変更 手続きが必要なカード：ETC コーポレートカード

(配置転換で車両の変更はなく、ご登録の車両番号(ナンバープレート)のみに変更があった場合)

① 新しい車両番号で車載器を再セットアップ

② **届出事項変更届**に下記の項目を記入 (要担当者印)

- ・ 変更事項(車両番号) / 変更内容(変更前、変更後) / 変更年月日
- ・ 変更後の車両にセットアップされた車載器管理番号

③ **届出事項変更届**と下記の2点を組合事務局までFAXください。

- ・ 変更後の車両の車検証

- ・変更後の車両のセットアップ証明書

組合事務局で届出書類を確認し、NEXCO へ申請致します。

なお、車両番号変更月内に NEXCO へ申請できない場合は車両不一致となります。

必ず車両番号変更月の 25 日までに組合事務局へ届出をお願い致します。

26 日～月末の間に車両番号の変更をされる場合は担当者へご連絡ください。

■ 車載器の変更 手続きが必要なカード：ETC コーポレートカード

(車載器の故障等で車載器を載せ替えた場合)

① 届出事項変更届へ下記の項目を記入 (要担当者印)

- ・変更事項 (車載器管理番号) / 変更内容 (変更前、変更後) / 変更年月日

② 届出事項変更届と新車載器セットアップ証明書を組合事務局まで FAX ください。

組合事務局で届出書類を確認し、NEXCO へ申請致します。

なお、車載器管理番号変更月内に NEXCO へ申請できない場合は車両不一致となります。

必ず車載器管理番号変更月の 25 日までに組合事務局へ届出をお願い致します。

26 日～月末の間に車載器の変更をされる場合は担当者へご連絡ください。

■ カード紛失・盗難 手続きが必要なカード：ETC コーポレートカード、ETC 法人カード

① 必ず警察署へ届け出をし、受付番号を取得してください。

盗難保険をご利用の場合は受付番号が必要となります。



② ETC カード紛失・盗難届 兼 再発行申込書へ警察の受付番号、カード番号、

紛失・盗難状況をご記入 (要代表者印) の上、至急、組合事務局へ FAX にてお送りください。

原本は後日、組合事務局まで必ずご郵送ください。

■ カード再発行 手続きが必要なカード：ETC コーポレートカード、ETC 法人カード

(カードが破損・摩耗・変形・IC チップ剥離等で読取不能になった場合)

① ETC カード再発行申込書に下記の項目を記入 (要担当者印)

- ・再発行を希望するカード番号
- ・再発行を必要とする理由

② 記入された ETC カード再発行申込書と破損カードを組合事務局へご郵送ください。

■ カード返却 手続きが必要なカード：ETC コーポレートカード、ETC 法人カード

(車両廃車・車両売却等でカードを使用しなくなった場合)

返却カードと **カード返却届** を組合事務局へお送りください。

返却カードはハサミで切ったりパンチを入れたりせず、そのままご郵送ください。

※カードは簡易書留または宅配便にてご郵送ください。

■ 会社登記情報の変更

(本社所在地、代表取締役等、登録内容に変更があった場合)

届出事項変更届 にご記入の上 (要代表者印)、登記簿謄本の写しとあわせて組合事務局へ FAX ください。

ETC コーポレートカードをご利用の場合、届出事項を変更されないままでしたら、追加発行や車両入替ができない場合があります。くれぐれもご注意ください。

■カードの請求部署の変更

請求書を部署分けされている方でカードの所属部署を変更される場合は**請求先（部署）変更届**にご記入の上（要代表者印）、組合事務局へ FAX またはメールにてお送りください。

■再セットアップについて 手続きが必要なカード：ETC コーポレートカード

車両入替、車両番号変更、車載器変更の場合、必ず ETC 車載器の再セットアップを行ってください。

■各申込書について

各手続きの用紙につきましては、当組合ホームページの組合員様専用ページからダウンロードできます。ぜひ、ご利用ください。 → <http://www.etc-no1.jp> または「日本情報サービス協同組合」で検索

■振替口座の変更について

事務局へご一報ください。新しい口座振替依頼書をお送り致します。

口座切り替えのタイミングについては新しい口座振替依頼書が組合事務局へ届いた時期により変動致します。詳しくは組合事務局までお問合せください。

ご不明な点がございましたら、担当推進員または組合事務局までお気軽にお問い合わせください。

日本情報サービス協同組合 ETC カード手続きマニュアル 保存版

〒810-0001 福岡市中央区天神 4-9-10 第二正友ビル

TEL.092-724-5787 FAX.092-722-1479 URL <http://www.etc-no1.jp>

